

# 審 査 基 準

平成 29 年 6 月 12 日作成

法 令 名 : 地方自治法
根 拠 条 項 : 第 238 条の 4 第 7 項
処 分 の 概 要 : 行政財産の使用許可
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県知事
法 令 の 定 め : 静岡県財産規則第 46 条 (行政財産の使用許可)、同第 46 条の 2 (行政財産の使用許可期間)、同第 46 条の 3 (行政財産の使用料の納付)
審 査 基 準 : (1) 県有財産事務の手引 (2) 静岡県財産規則第 46 条 (3) 行政財産の使用許可の事務取扱について (昭和 39 年 4 月 13 日財第 103 号総務部長通達) (4) 行政財産の使用料条例の施行について (昭和 39 年 4 月 1 日財第 69 号総務部長通達) (5) 行政財産の使用料に係る土地及び建物の許可に関する要領 (平成 24 年 2 月 20 日財管第 579 号経営管理部長通知)
標 準 処 理 期 間 : 25 日以内 (静岡県許認可事項処理規定第 2 条)
申 請 先 : 静岡県警察本部施設課管財係
問 合 せ 先 : 同 上
備 考 :